産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の交付等状況報告について

1 産業廃棄物管理票交付等状況報告の義務化について

産業廃棄物の排出事業者（中間処理業者を含む。）には、産業廃棄物の処理を委託する場合、紙マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付又は電子マニフェストの登録が義務付けられています。

平成 18 年 7 月の廃棄物処理法施行規則の改正により、紙マニフェストの交付者は、事業場ごとに、毎年６月 30 日までに、前年４月１日から３月 31 日までに交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により報告書を作成し、県（金沢市）に提出しなければなりません。（今年の場合は、平成２４年6月３０日までに、平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの１年間の実績を報告して下さい）

ただし、電子マニフェストの場合は、情報処理センター（財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）が集計し、県等に報告されるため、個々の事業場からの報告は必要ありません。

● 提出方法
① 郵送の場合・・産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第３号）に記入して下さい。
（報告様式は県及び市のホームページからダウンロードできます）
② 電子データの場合・・ホームページ内の「電子申請・届出サービス」を利用して下さい

※ 石川県に提出する場合は、電子メール（廃棄物対策課宛）及び FAX による申請は受付けませんので、ご注意下さい

2 電子データによる産業廃棄物管理票交付等状況報告の方法

（1）報告書の作成

① 県廃棄物対策課ホームページより、交付等状況報告書（電子申請用）をダウンロードします。
（http://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/tetsuzuki/manifest/koufujoukyou.html）
② ダウンロードしたファイルをダブルクリックすると圧縮ファイルが自己解凍され指定フォルダに産業廃棄物管理票交付等状況報告書フォルダが作成されます。産業廃棄物管理票交付等状況報告書フォルダは任意のディレクトリに格納して下さい。

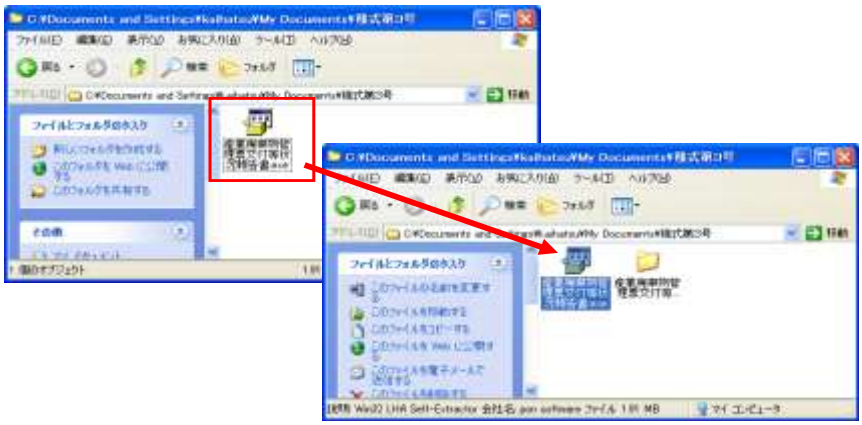

平成２４年４月

③　産業廃棄物管理票交付等状況報告書フォルダには以下のファイルが格納されています。産業廃棄物管理票交付等状況報告書フォルダ内の４つのファイル（フォルダ）（A～D）は必ず同一フォルダに格納してください。

④　エクセルファイル「報告書」（C）に必要事項を入力します。入力方法等の詳細は、県ホームページに掲載の「産業廃棄物管理票交付等状況報告書集計システム取扱説明書（抜粋）」をご覧ください。

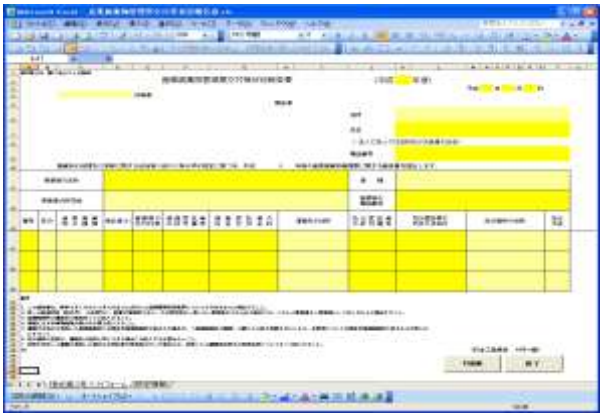

⑤　作成したファイルを保存して終了します（ファイル名は任意）

（2）報告書の提出

（石川県）

①　県ホームページ内の「電子申請・届出サービス」に接続し、「石川県」を選択します。
（https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jportal/ishikawa/）
②　システムを初めて利用する場合は、「利用者 ID の取得・変更」を選択し、利用者登録します。
③　「申請・届出をする」を選択し、手続名「産業廃棄物管理票交付等状況報告」を選択します。
④　画面の指示に従い、必要事項を入力します。
⑤　作成したファイルを添付し、送信します。

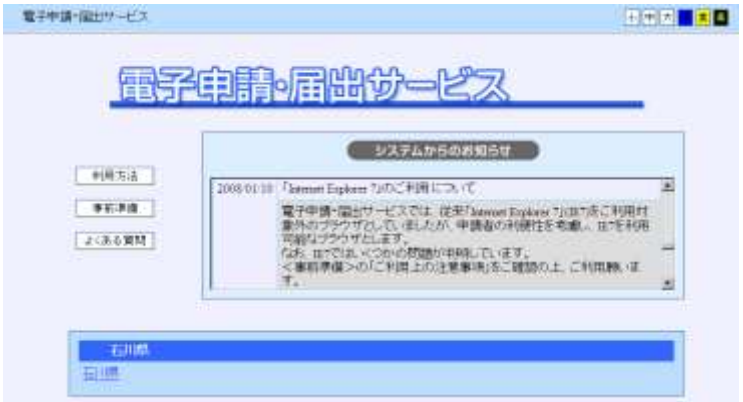

（金沢市）

次のいずれかの方法により提出します。

①　専用メールアドレスにファイルを送信（ks-hokoku@city.kanazawa.lg.jp）
②　CD－R 等の記録媒体で提出

3　電子マニフェストの普及促進

石川県における平成 22 年度の電子マニフェストの普及状況について、電子マニフェストの登録件数は約１４万件であり、紙マニフェスト交付件数の約４４万件の２４％（普及率）となっています。また、平成２４年２月現在の電子マニフェストシステム加入者数は、１０７５（排出事業者８２９、収集運搬事業者１５７，処分業者８９）となっています。

（1 ）電子マニフェストのメリット

- 産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要。（電子マニフェストと紙マニフェストを併用する場合、電子マニフェストシステムを活用して産業廃棄物管理票交付等状況報告書の作成も可能。）
- 記入漏れがない。
- パターン登録により入力が簡単。
- 処理終了をタイムリーに確認。
- 紙マニフェストのB2 票、D票、Ｅ票の回収、Ａ票との照合作業が不要。
- 伝票の保存管理スペースが不要。（紙マニフェストの場合は５年間の保存が必要）
- 情報処理センターに保管しているデータをパソコンに取り込み、帳簿等の作成が容易。（CSV 形式で保存した後、表計算ソフト（エクセル等）で加工できる。）
- 偽造されにくく、データの透明性が確保できる。

（2 ）電子マニフェストの流れ

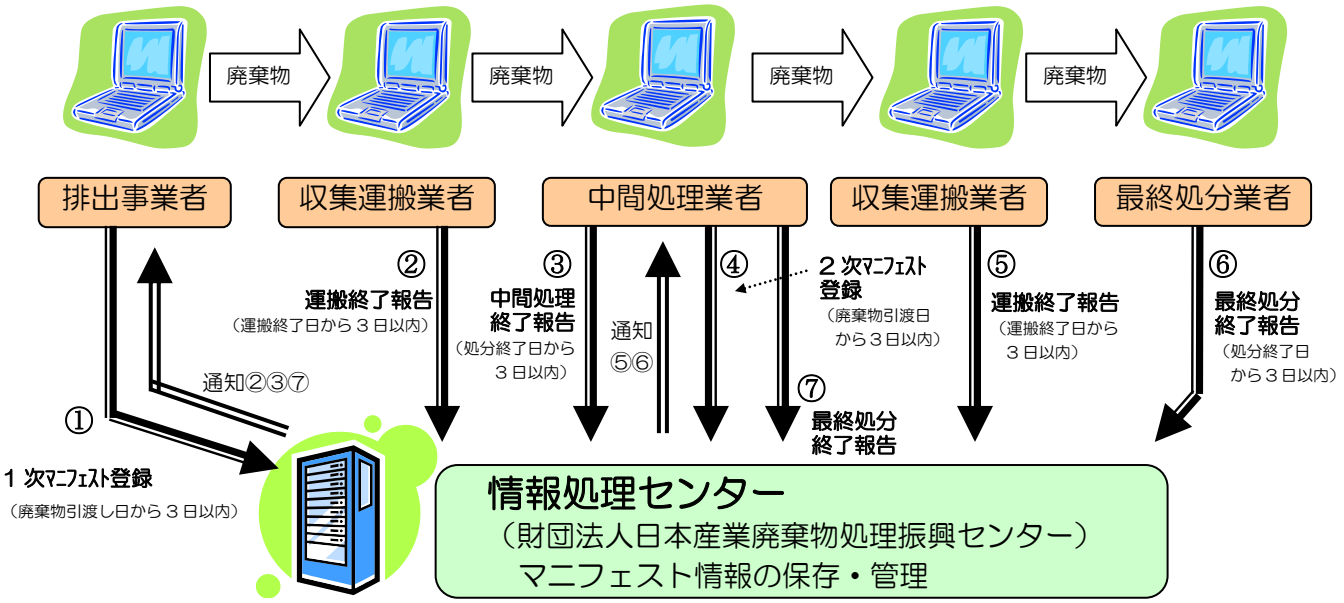

（3 ）電子マニフェストの加入単位・利用料金について

加入申し込みは、JWNET ホームページ（http://www.jwnet.or.jp/jwnet/）から印刷できます。（各都道府県産業廃棄物協会でも配布しております。）申し込みから１０日程度で手続きが完了し、情報処理センターより加入証等が送付されます。

① 加入の単位

排出事業者	排出事業場単位です。排出事業場を管轄する支店、営業所等の単位でも加入できます。
収集運搬業者	業者単位です。また、管轄する支店など複数の単位でも加入できます。
処分業者	処分事業場単位です。 同一敷地内に中間処理施設および最終処分施設がある場合、１事業場とすることができます。

② 利用料金

平成 24 年 4 月 1 日改定

電子マニフェストシステム利用料金改定表 （税込み）

●排出事業者		改訂前	→ 改訂後
A料金	加入料	5,250 円	3,150 円
	基本料／年	26,250 円	25,200 円
	使用料／件	10.5 円	10.5 円
	利用の目安となるマニフェスト登録件数	年間 509 件以上	年間 1,200 件以上
B料金	加入料	3,150 円	3,150 円
	基本料／年	2,100 円	2,100 円
	使用料／件	40 件まで無料 63 円	66 件まで無料 31.5 円
	利用の目安となるマニフェスト登録件数	年間 508 件まで	年間 1,199 件まで
団体加入（C 料金）	加入料	3,150 円	3,150 円
	基本料／年	—	—
	使用料／件	63 円	31.5 円

※ 団体加入（C 料金）は、医療業、ガソリンスタンド等の少量排出事業者が 30 者以上まとまって加入した場合等に適用されます。詳細は下記記載の JWNET サポートセンターまでお問い合わせ下さい。

●収集運搬業者		改訂前	→ 改訂後
収集運搬業者	加入料	5,250 円	3,150 円
	基本料／年	13,125 円	12,600 円
	使用料／件	—	—

●処分業者		改訂前	→ 改訂後
報告機能	加入料	5,250 円	3,150 円
	基本料／年	13,125 円	12,600 円
	使用料／件	—	—
報告機能 ＋ 2 次登録 A料金	加入料	5,250 円	3,150 円
	基本料／年	26,250 円	25,200 円
	使用料／件	10.5 円	10.5 円
	利用の目安となるマニフェスト登録件数	年間 298 件以上	年間 700 件以上
報告機能 ＋ 2 次登録 B 料金	加入料	5,250 円	3,150 円
	基本料／年	13,125 円	12,600 円
	使用料／件	40 件まで無料 63 円	66 件まで無料 31.5 円
	利用の目安となるマニフェスト登録件数	年間 297 件まで	年間 699 件まで

※ 基本料の起算日は毎年 4 月 1 日です。ただし、年度途中に加入した加入者の基本料は月割で請求されます。（基本料に含まれる登録件数も月割で計算されます。）

③ 電子マニフェストの申込み、相談窓口

- 社団法人石川県産業廃棄物協会

  〒920-0918 石川県金沢市尾山町９-１３ 中小企業会館ビル４F

  TEL 076-224-9101 http://www.i-sanpai.web6.jp/

- 財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWNET サポートセンター）

  〒102-0084 東京都千代田区二町３番地 麹町スクエア７階

  TEL 03-5275-7023 http://www.jwnet.or.jp/jwnet/

4 参考資料

（1）根拠条文

①　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

第３条　事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

（産業廃棄物管理票）

第12条の３　その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理事業者を含む。）は、その産業廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。略）の運搬又は処分を他人に委託する場合（略）には、（略）、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者（当該委託が産業廃棄物の処分のみに係るものである場合にあっては、その処分を受託した者）に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票（以下単に「管理票」という。）を交付しなければならない。

７　管理票交付者は、環境省令で定めるところにより、当該管理票に関する報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（勧告及び命令）

第12条の６　都道府県知事は、第12条の３第１項に規定する事業者、（略）が第12条の３第１項から第10項まで（略）の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

２　都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

３　都道府県知事は、第１項に規定する勧告を受けた事業者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

②　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（管理票交付者の報告書）

第８条の27　法第12条の３第７項 の規定による管理票に関する報告書は、産業廃棄物を排出する事業場（同一の都道府県（（略）中核市（略）にあっては、市））の区域内に設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が二以上ある場合には、当該二以上の事業場を一の事業場とする。）ごとに、毎年６月30日までに、その年の３月31日以前の一年間において交付した管理票の交付等の状況に関し、様式第三号により作成し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

（2）罰則（排出事業者のマニフェストに係る主なもの）

紙マニフェスト交付義務違反、記載義務違反、虚偽記載、紙マニフェスト写し保存義務違反、虚偽紙マニフェスト交付、電子マニフェスト虚偽登録、マニフェスト制度違反に係る勧告の措置命令違反

→　６月以下の懲役又は50万円以下の罰金

産業廃棄物管理票交付等状況報告を怠った場合は、直接には罰則の対象となりませんが、勧告、公表後にマニフェストに係る措置命令に違反した場合には罰則の対象となります。

5 産業廃棄物管理票交付等状況報告書記載の留意点

（1）業種

巻末ページにある日本標準産業大・中分類（平成 19 年 11 月改訂）に準拠して記入の方をお願いします。

（2）産業廃棄物の種類

巻末ページの記載例を参考に記入して下さい。ただし、やむを得ず複数の種類の産業廃棄物が、発生段階から一体不可分の状態で混合している場合にあっては、混合廃棄物として取り扱うことも可能です。（例　建設系混合廃棄物、管理型混合廃棄物、シュレッダーダスト、廃電気機械器具等）

（3）排出量

排出量の単位は t（トン）を用いて下さい。具体的なトン数を記載することを基本としますが、それが困難な場合、廃棄物の種類ごとにm^3とトン数の換算例（参考値）を巻末ページに整理してありますので、これにより換算して記載することも可能です。

（4）石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物について

収集運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれていることを明らかにして下さい。

6　問い合わせ先等

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出先

- 石川県環境部廃棄物対策課
  〒920-8580　金沢市鞍月 1-1　TEL 076-225-1474
  県廃棄物対策課ホームページ　http://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/
  電子申請・届出サービス　https://www.e-tetsuzuki99.com/eap-jportal/ishikawa/

- 金沢市環境局環境指導課
  〒920-8577　金沢市広坂 1-1-1　TEL 076-220-2521
  市環境指導課ホームページ　http://www4.city.kanazawa.lg.jp/
  管理票交付等状況報告専用メールアドレス　ks-hokoku@city.kanazawa.lg.jp

※ 提出部数は 1 部です、郵送で提出の際は封筒に「産業廃棄物管理票交付等状況報告書在中」と記載して下さい。また、控えの返送は行いませんので必要な方は予め写しを保管しておいて下さい。（受理印が必要な場合、返信用封筒を同封の上 2 部提出して下さい、1 部に押印して送付いたします）

様式第三号（第八条の二十七関係）

記　載　例

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成２３年度）

平成２４年６月３０日

産業廃棄物の種類は次から選択して下さい。

普通の産業廃棄物
- 燃え殻
- 汚泥
- 廃油
- 廃酸
- 廃アルカリ
- 廃プラスチック類
- 紙くず
- 木くず
- 繊維くず
- 動植物性残さ
- ゴムくず
- 金属くず
- ｶﾞﾗｽ・ｺﾝｸﾘｰﾄ・陶磁器くず
- 鉱さい
- がれき類（ｺﾝｸﾘｰﾄ破片）
- がれき類（ｱｽﾌｧﾙﾄ破片）
- がれき類（その他）
- 動物のふん尿
- 動物の死体
- ばいじん
- １３号廃棄物
- 動物系固形不要物

発生段階から複数の種類が一体不可分の状態で混合したもの
- 建設混合廃棄物
- 安定型混合廃棄物
- 管理型混合廃棄物
- シュレッダーダスト
- 廃自動車
- 廃電気機械器具
- 廃電池類
- 複合材

特別管理産業廃棄物
- 引火性廃油
- 引火性廃油（有害）
- 強酸
- 強酸（有害）
- 強アルカリ
- 強アルカリ（有害）
- 感染性産業廃棄物
- 廃ＰＣＢ等
- ＰＣＢ汚染物
- ＰＣＢ処理物
- 廃石綿等
- 指定下水汚泥
- 鉱さい（有害）
- 燃え殻（有害）
- 廃油（有害）
- 汚泥（有害）
- 廃酸（有害）
- 廃アルカリ（有害）
- ばいじん（有害）
- １３号廃棄物（有害）

○○月○丁目○番地
○○株式会社　代表取締役　凹凸　△□
（氏名）
○○○—○○○○

業種は、下表の日本標準産業分類の中分類に準拠して記入下さい。

廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

		業種	０６　総合工事業
事業場の所在地	小松市○○町○○番○	電話番号	０７６１－○○－○○○○

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	0.125	1	034567	○○運輸㈱	○		㈱□○環境処理	富山県○○市○○
2	廃油	0.98			㈱				市△-○
3	がれき類 （石綿含有産業廃棄物）	11	5	112345	○○運送㈱	金沢市△-○	011123	□○クリーン㈱	七尾市△-○
				011123	□○クリーン㈱	七尾市△-○			
4	廃石綿等				自社運搬	三重県△△市○-○	012345	㈱□□センター	

許可番号の下６桁を記載（許可番号は、許可証等で確認下さい。）

排出量の単位は「トン」を用いて下さい。重量が不明な場合は、次頁のm^3とトンの換算例（参考値）を参考に換算して記載することも可能です。

(注)・産業廃棄物の種類及び委託先ごとに、行を改めて記載下さい。
・報告様式は、石川県ホームページからダウンロードできます。
・電子マニフェストを利用した分については、記載する必要はありません。

石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合には、産業廃棄物の種類に加え、その旨を記載下さい。

運搬を区間委託した場合は２段書き下さい。

収集運搬の委託を行わず、事業者が自ら運搬した場合は、「自社運搬」と記載下さい。

備考
1　この報告書は、前年４月１日から３月３１日までに交付した産業廃棄物管理票について６月３０日までに提出
2　同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が２以上ある場合には、これらの事業場を１事業場としてまとめた上で提出すること。
3　産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4　業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物（平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成２３年法律第１１０号）第２３条第２項に規定する特定産業廃棄物をいう。）が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
6　処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
7　区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格Ａ列４番）

排出量の単位について

産業廃棄物の体積から重量への換算係数（参考値）

	産業廃棄物の種類	換算係数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
11	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ｶﾞﾗｽくず、ｺﾝｸﾘｰﾄくず（ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。 ）及び陶磁器くず	1.00
15	鉱さい	1.93
16	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各号に掲げる産業廃棄物に該当しないもの	1.00
21	建設混合廃棄物	0.26
22	廃電気機械器具	1.00
23	感染性産業廃棄物	0.30
24	廃石綿等	0.30

注１　上記の換算係数は１立方メートル当たりのトン数（ｔ/m^3）。

注２　この換算表は、あくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意して下さい。

注３　特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物及び廃石綿等以外については、それぞれ 1-19 に該当する品目の換算係数に準拠して下さい。

注４　「２ｔ車１台」といったような場合には、積載した廃棄物の体積を推計し、それに上記換算係数を掛けることによりトン数を計算する方法があります。

日本標準産業大・中分類一覧（平成１９年１１月改訂）

A 農業，林業
01 農業
02 林業
B 漁業
03 漁業（水産養殖業を除く）
04 水産養殖業
C 鉱業，採石業，砂利採取業
05 鉱業，採石業，砂利採取業
D 建設業
06 総合工事業
07 職別工事業（設備工事業を除く）
08 設備工事業
E 製造業
09 食料品製造業
10 飲料・たばこ・飼料製造業
11 繊維工業
12 木材・木製品製造業（家具を除く）
13 家具・装備品製造業
14 パルプ・紙・紙加工品製造業
15 印刷・同関連業
16 化学工業
17 石油製品・石炭製品製造業
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19 ゴム製品製造業
20 なめし革・同製品・毛皮製造業
21 窯業・土石製品製造業
22 鉄鋼業
23 非鉄金属製造業
24 金属製品製造業
25 はん用機械器具製造業
26 生産用機械器具製造業
27 業務用機械器具製造業
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
29 電気機械器具製造業
30 情報通信機械器具製造業
31 輸送用機械器具製造業
32 その他の製造業
F 電気・ガス・熱供給・水道業
33 電気業
34 ガス業
35 熱供給業
36 水道業
G 情報通信業
37 通信業
38 放送業
39 情報サービス業
40 インターネット附随サービス業
41 映像・音声・文字情報制作業
H 運輸業，郵便業
42 鉄道業
43 道路旅客運送業
44 道路貨物運送業
45 水運業
46 航空運輸業
47 倉庫業
48 運輸に附帯するサービス業
49 郵便業（信書便事業を含む）
I 卸売業，小売業
50 各種商品卸売業
51 繊維・衣服等卸売業
52 飲食料品卸売業
53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業
54 機械器具卸売業
55 その他の卸売業
56 各種商品小売業
57 織物・衣服・身の回り品小売業
58 飲食料品小売業
59 機械器具小売業
60 その他の小売業
61 無店舗小売業
J 金融業，保険業
62 銀行業
63 協同組織金融業
64 貸金業，クレジットカード業等非預金信用機関
65 金融商品取引業，商品先物取引業
66 補助的金融業等
67 保険業（保険媒介代理業，保険サービス業を含む）
K 不動産業，物品賃貸業
68 不動産取引業
69 不動産賃貸業・管理業
70 物品賃貸業
L 学術研究，専門・技術サービス業
71 学術・開発研究機関
72 専門サービス業（他に分類されないもの）
73 広告業
74 技術サービス業（他に分類されないもの）
M 宿泊業，飲食サービス業
75 宿泊業
76 飲食店
77 持ち帰り・配達飲食サービス業
N 生活関連サービス業，娯楽業
78 洗濯・理容・美容・浴場業
79 その他の生活関連サービス業
80 娯楽業
O 教育，学習支援業
81 学校教育
82 その他の教育，学習支援業
P 医療，福祉
83 医療業
84 保健衛生
85 社会保険・社会福祉・介護事業
Q 複合サービス事業
86 郵便局
87 協同組合（他に分類されないもの）
R サービス業（他に分類されないもの）
88 廃棄物処理業
89 自動車整備業
90 機械等修理業（別掲を除く）
91 職業紹介・労働者派遣業
92 その他の事業サービス業
93 政治・経済・文化団体
94 宗教
95 その他のサービス業
96 外国公務
S 公務（他に分類されるものを除く）
97 国家公務
98 地方公務
T 分類不能の産業
99 分類不能の産業